

## 日本学術振興会 育志賞推薦に関するQ & A

Q 1. 受賞の候補となる者は？

A 1. 推薦要項「4. 対象者」の条件を満たし、「5. 推薦権者」に掲げる者が推薦する者です。なお、機関等による推薦枠がありますので、推薦者は厳選の上、候補者を推薦してください。

Q 2. 推薦者の所属大学院及び所属学会以外の者の推薦は認められるか？

A 2. 認められません。

Q 3. 海外からの留学生の推薦は認められるか？

A 3. 推薦要項「4. 対象者」の条件を満たしていれば可能です（国費留学生かどうかは問いません）。

Q 4. 推薦書提出の際、特に注意が必要なところは？

A 4. 1) 推薦書等に記入漏れはありませんか。

2) 推薦理由書作成者は2名いますか（内1名は候補者と同一の大学院に所属する研究指導者ですか）。

3) 推薦理由書作成者はそれぞれ推薦理由書（様式3-①・②）を書いていますか。

4) 候補者の年齢が平成30年4月1日現在34歳未満ですか。

5) 様式2及び様式3の署名欄は自署ですか（様式2は職印も可能です）。

Q 5. 学業奨励金の使用方法及び報告は必要か？

A 5. 学業奨励金は受賞者が学業や研究等の発展のために自由に使用することができます。したがって、本会に使用計画書及び支出報告書の提出の必要はありません。ただし、一時所得となるので確定申告が必要です。

Q 6. 日本学術振興会特別研究員や他のフェローシップに採用中の者、及び奨学金を受給している者の推薦は可能か？

A 6. 可能です。日本学術振興会特別研究員等の各種フェローシップに採用歴のある者は、「研究・職歴等」（様式2-⑧）にその旨記載してください。なお、受賞者が推薦要項「12. 受賞後の取扱い」により特別研究員として採用を希望し、採用される際には、他のフェローシップや奨学金の受給を辞退していただきます。

Q 7. 推薦権者として、学部長や研究科長は認められるのか？

A 7. 認められません。（個人推薦はできません。）

Q 8. 大学長推薦と学会長推薦で、候補者の取扱いが異なるのか？

A 8. 候補者の取扱いに関し、大学長推薦と学会長推薦は同一に取り扱います。

Q 9. 大学長推薦は、4名できるのか？

A 9. 大学長推薦においては、人社系、理工系、生物系、その他に分野を問わず1名の計4名まで推薦が可能です。例えば、人社系の候補者がいない場合は、理工系1名、生物系1名、その他に分野を問わず1名の計3名推薦が可能です。なお、学会長推薦においては、学会当たり1名の推薦となります。

Q 10. 面接選考はいつ頃どのように行われるのか？

A 10. 当該年度の11月頃に行われます。書類選考により決定した面接選考対象候補者に対し、別途通知いたします。（面接選考候補者のみへの通知となります。）

Q 11. 受賞者が特別研究員等に採用される場合の諸手続きは？

A 11. 受賞者に対し、別途通知いたします。

Q 12. 外国人学生の推薦は可能か？

A 12. 日本に永住を許可されている外国人、外国人留学生ともに推薦が可能です。

Q 13. 通信制の博士後期課程学生の推薦は可能か？また、社会人の学生も推薦対象になるか？

A 13. 「学籍」を有する博士後期課程の学生であれば可能です。

Q 14. 専門職大学院学生の推薦は可能か？

A 14. 推薦要項「4. 対象者」の「大学院博士後期課程」には当たらないため、できません。

Q 15. 休学中の学生の推薦は可能か？

A 15. 推薦要項「4. 対象者」の「在学している者」には当たらないため、できません。